

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第1回和泉市人権擁護審議会
開催日時	平成28年7月28日(木) 10:00 ~ 11:20
開催場所	和泉コミュニティセンター4階 中集会室
出席者	13名出席、3名欠席 佐藤会長、森副会長、野田委員、権田委員、椎場委員、竹中委員、野里委員、相澤委員、藤野委員、小山委員、駒澤委員、寺西委員、中島委員 事務局 総務部長 山本、人権・男女参画室長兼人権国際担当課長 山野、人権・男女参画室人権国際担当主任 久保、人権・男女参画室人権国際担当総括主幹 奥野、 株名豊 石川
会議の議題	委員の委嘱・会長・副会長の選出 「和泉市人権教育・啓発推進計画」(仮称)策定のための諮問について 「和泉市人権教育・啓発推進計画」(仮称)策定の趣旨及びスケジュールについて 人権問題に関する市民意識調査の実施及びアンケート調査項目について
会議の要旨	(会議次第) 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 案件 (1) 委員の委嘱、会長・副会長の選出 (2) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」(仮称)策定のための諮問について (3) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」(仮称)策定の趣旨及びスケジュールについて (4) 人権問題に関する市民意識調査の実施及びアンケート調査項目について (5) その他 4. 閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	・会議の形式：公開 ・傍聴人：0人 ・議事録の公開：有り

	審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)
事務局	<p>第1回和泉市人権擁護審議会を開催します。</p> <p>原則本日の会議は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則に基づき、会議の透明性を確保するため原則公開とし、個人情報保護が必要な場合及び公開により公正かつ円滑な審議に支障が生じる場合、会長は非公開にすることができます。</p> <p>進行の前に、資料の確認を依頼。</p> <p>(資料確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 和泉市人権擁護審議会委員名簿 ・資料2 和泉市人権擁護審議会規則 ・資料3 仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」の策定について ・資料4 仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」作成スケジュール ・資料5 和泉市人権問題に関する市民意識調査について ・資料6 和泉市人権問題に関する市民アンケート調査 ・資料7 和泉市人権問題に関する意識調査項目比較表 ・当日配布資料 <ul style="list-style-type: none"> 「人権問題に関する市民アンケート調査 調査結果概要版」 「人権教育のための新計画」
辻市長	<p><市長挨拶></p> <p>【案件1】委員の委嘱、会長・副会長の選出</p>
事務局	<p><委員への委嘱状の交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が順次各委員に委嘱状を交付 <p><審議会委員の紹介></p> <ul style="list-style-type: none"> ・続いて、審議会委員の紹介
事務局	<p><会長・副会長の選出></p> <p>続いて、審議会規則第4条により、会長1名、副会長2名を委員の互選により選任していただきます。まず委員長についてご推薦ありますか。</p>
委員	<p>会長については佐藤委員を推薦します。</p>
委員一同	<p>(一同拍手)</p>
事務局	<p>委員全員の承認をいただきましたので会長については佐藤委員にお願いいたします。</p> <p>続いて副会長についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>副委員長については事務局一任でお願いします。</p>
事務局	<p>副会長については軽部委員、森委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(一同拍手)</p>
事務局	<p>委員全員の承認をいただきましたので副会長については軽部委員、森委員にお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長席へ移動・着席

会長	<会長あいさつ>
	【案件2】「和泉市人権教育・啓発推進計画」（仮称）策定のための諮問について
事務局	仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定について、市長から会長に諮問させていただきます。
市長	和泉市人権擁護審議会における審議について 今後の和泉市における人権教育・啓発を推進するための次期計画として「人権教育・啓発推進計画（仮称）」を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めたく、和泉市人権擁護に関する条例第8条の規定に基づき諮問します。
事務局	<事務局紹介> 本会議は議事録作成のため録音させていただき、議事録要点については皆様にご確認していただいたうえで公開させていただきますのでご了承願います。この後は佐藤会長に議事進行をお願いします。
議長	議事録の公表については、委員名簿は氏名を公表しますが、個々の発言の要旨については「委員」とのみ表記します。各委員が内容を確認したうえで、最終の議事録作成については会長に一任していただいでよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長	会議資料の取扱いについては、事前に事務局から送付しますが、この資料は検討段階の資料であるため、公平かつ円滑な審議を行うため、第三者には公表しないようお願いいたします。資料は会議終了後に公開いたします。このような取扱いでよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長	「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」第13条の規定に基づき、傍聴者の入室を認めていますが、本審議会において傍聴人はありますか。
事務局	ありません
	【案件3】「和泉市人権教育・啓発推進計画」（仮称）策定の趣旨及びスケジュールについて
議長	案件3「和泉市人権教育・啓発推進計画」（仮称）策定の趣旨及びスケジュールについて、事務局から説明願います。
事務局	資料3をご覧ください。 人権教育をめぐる主な動きとしては、国連では、人権という普遍的文化を構築するために、平成6年（1994年）12月の総会で「人権教育のための国連10年」を決議し、また平成17年には「人権教育のための世界計画」が開始されるなど、人権教育への諸施策が進められてきました。 国においては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体の責務」として「人権教育及び人権啓発の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められました。

府においては平成17年(2005年)に、「大阪府人権教育推進計画」を策定し、府の責務を明らかにするとともに、人権教育を総合的・計画的に推進しており、平成27年(2015年)には、人権意識の高揚を図るための施策の基本方向として「大阪府人権教育推進計画」を定めました。

和泉市においては、平成11年(1999年)に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を策定し、人権に関する様々な課題の解消に向け取り組んでまいりましたが、平成16年(2004年)にその目標年次が終了したため、平成18年10月に「人権問題に関する市民アンケート調査」を実施し、その結果を踏まえて平成19年11月「和泉市人権教育のための新計画」を策定しました。

策定の趣旨といたしましては、「和泉市人権教育のための新計画」が平成28年に目標年次が終了するため、人権意識の高揚を図るための施策の基本方向として、仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定する必要があるものです。

この人権擁護審議会の委員の皆様にご意見をいただき、来年度の策定に向けて進めてまいりたいと考えています。

スケジュールについては資料4をご覧ください。

まず、28年度は、和泉市における現状と課題を把握するため、8月末に「人権問題に関する市民意識調査」を実施する予定をしています。

また、結果が集約できました11月頃、2回目の審議会を開催し、皆様のご意見を反映させた報告書を作成し、3回目の審議会において、調査結果報告を踏まえた新計画の方向性を検討していただきたいと思います。

平成29年度については、9月ごろに第1回審議会を開催し、仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」の原案作成についてご審議いただき、12月ごろに第2回審議会を開催し、原案の修正と検討を重ねていきたいと考えています。

2月ごろに第3回審議会を開催し、審議会としての答申を作成したいと考えています。

仮称「和泉市人権教育・啓発推進計画」については、3月ごろ作成予定となっています。

趣旨をご理解のうえ、皆様のご協力をお願いします。

議長

何か、ご意見、ご質問ありますか。
(特に意見なし)

【案件4】人権問題に関する市民意識調査の実施及びアンケート調査項目について

議長

案件4の人権問題に関する市民意識調査の実施及びアンケート調査項目について事務局から説明願います。

事務局

仮称「人権教育・啓発推進計画」策定に向けて、アンケート調査を実施し、調査結果の分析と問題点、課題等について、調査結果報告書にまとめることを目的とします。対象等については、比較ができるように前回の調査と同様

- | | |
|-------|---------------------------|
| ①調査地域 | 和泉市全域 |
| ②調査対象 | 16歳以上の市民(住民基本台帳から無作為抽出方式) |
| ③対象人数 | 2,000人 |
| ④調査期間 | 平成28年8月予定(約2週間) |
| ⑤調査方法 | 郵送法(調査票の送付と回収及び葉書による督促) |
| ⑥業者決定 | 企画提案方式にて委託業者を選定 |

コンサル	<p>アンケート調査項目については、資料6及び資料7をご覧ください。</p> <p>今回の設問設計にあたって、前回調査との経年比較及び市民の人権意識の程度を図る上で大阪府の人権問題に関する府民意識調査との比較、新たな人権項目等を問う設問の3つの視点で検討しました。それをまとめたものが「資料7 和泉市人権問題に関する意識調査項目比較表」となります。左から前回設問、今回設問、追記説明となっています。網掛け部分が新規設問、府の記号があるところが府民意識調査項目となります。</p> <p>具体的な追加設問について資料6をご覧ください。先ず、問6は新規設問となっており、様々な人権問題の認知度と関心度を問い、市民の人権に対する真の関心度を把握します。問7から問9は、府の調査項目となっており、問7は様々な場面での人権問題についての問題意識の有無、問8は差別について、市民や行政のあり方に関する考え、問9は人権問題の情報や知識の入手先となっています。問12も府の調査項目であり、人権問題の解決に向けて行政等の施策の認知度とその効果を問う設問となっており、効果があるが認知度の低い施策については、より啓発の必要性を検討していくことを考えています。問15から問18は府の調査項目となっており、人権の視点から住まいや就職、結婚についての意識や考えについて把握する設問です。問24、問26、問27は、新規設問となっています。問24は和泉市においても外国人が多く居住しており、外国人の人権に関して特に問題であることについての設問となっています。問26は、インターネット上で、差別的な表現や他人を誹謗中傷などの人権侵害と思われる書き込みやホームページを見たことの有無とその時の行動についての設問となっています。問27は性的マイノリティの人権課題についての設問となっています。最後に問36は府の調査項目となっており、最近5年間で人権問題と思われる言動を見聞きしたことの有無やその内容、見聞きした場所、その対応等についての設問となっています。</p>
議長	<p>何かご意見、ご質問ありますか。私の方から質問させていただきます。内容についてある程度わかる私でも回答に30分以上かかりました。慣れていない市民の方に回答していただくのは大変ではないかと思いますが、そのあたりのお考えをお願いします。また、11ページの間21の表現について「イ、同和地区の人びととのふだんのつきあいから言えば、思いやりのある人が多い」の意味が分かりづらいです。</p>
コンサル	<p>今回の調査項目については、今後の計画策定に向けて最低限必要な項目を精査して掲載しています。府の意識調査との比較や新規設問を追加していますが、前回調査についても検討したうえで、かなり削除している状況です。問21は同和地区に対する印象を問うもので、あまり変えると前回との比較ができなくなります。</p>
事務局	<p>問21については、同和地区の人とつきあいがいいことや、情報がない等でよく知らない。理解していないことから偏見を持っている場合があります。つきあってみれば、そういう偏見で持っているようなことは全然ないことがわかります。そういう意味での設問となります。</p>
委員	<p>同和問題について、若い人は知らないです。同和問題のことを言い過ぎると、意識しすぎるのではないのでしょうか。同和問題を強調することが、子どもたちにとっては逆の差別教育のなるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>調査対象者は無作為抽出となっていますが、年齢層や地域性も留意して、抽出しますか。また、調査票の設計にあたっては、コンサル主導ではなく、市とコンサルと十分協議して設問を検討していますか。</p>
事務局	<p>調査対象者は、前回調査と同様の抽出方法で行います。また、設問内容については、和泉市とコンサルが協議を重ねて作成しております。</p>
委員	<p>小中学校の道徳教育で同和問題を取りあげていますか。</p>

事務局	教育委員会では、同和問題を含めて幅広い人権問題について教育を進めており、同和問題も人権教育の一環として取り組んでいます。
委員	<p>会長が言われたように、30分かかるのであれば、最後まで真摯に答えてもらえるかは疑問ですが、今後検討するうえで必要な項目であるならばその点も考えなければいけないと思います。</p> <p>13ページ、問26の次に回答する設問番号がありません。19ページの問36、問36-4についても同様です。内容について少しずつ気になるところがありますが、回答する人が回答しやすく、私たちが10年間使う大切な計画なので、みなさんの意見・市民の意見を聞いて考える必要があります。</p>
議長	事務局いかがでしょうか。
事務局	誤記の部分については修正いたします。
委員	同和問題について、若い人は知らないかもしれないが、それでよいのでしょうか。寝た子を正しく起こすのが、人権の大切なところ。大阪府の意識調査では4割から5割の人が同和の人との結婚等に否定的な意見でしたので、忌避意識があることがわかります。知った後で、どうするかということがあるので設問は残してほしい。
委員	問14について、「〇はいくつでも」が必要ではないか。問21で、同和のことについて意見を求められても、どう答えてよいかわからないのではないか。経年比較もあると思うが、「わからない」を加えてはどうでしょうか。「わからない」が多ければ、教育現場でもその結果を踏まえて、考えていかないといけないと思います。問24では、〇を3つに限定するのはなぜでしょうか。
事務局	問14については、修正いたします。問21の「わからない」については、経年比較のことも考慮する必要がありますが、検討します。問24については、特に問題と思うものを3つに絞ることで、上位のものを把握する意図があります。
副会長	<p>調査人数が2,000人で、有効回答がいくらあれば市民の意識とするのですか。督促は1回で大丈夫ですか。回収率を上げる工夫をしてほしいです。</p> <p>同和問題は調査の設問として必要だと思います。年齢を答えてもらうので、今日的な対応ができるのではないのでしょうか。</p>
コンサル	今回の調査対象の16歳以上の人口に対して、500人の回答が得られれば市民の総意は計れます。性別等のクロス集計を行うこととなりますが、4割程度の回収であっても精度は保てる対象者数となっています。回収率の向上にあたっては、督促状の配布とともに、回答する場合休みを利用する方も多いため、回収の締め切り日を休み明けに設定するなど行っています。もちろん回答しやすい調査票をとしていきます。
委員	4ページ 問7の(5)の出自の説明をお願いしたいです。
事務局	説明を加えさせていただきます。先ほど説明しました問24の外国人の問題については、新規の問題であり、同和問題と同様に、回答数を限定して外国人の問題・課題を明らかにしていきたいと思います。
議長	<p>【案件5】その他 その他について何かありますか。</p>

委員	相模原市で大きな事件がありました。和泉市内にも障がい者施設が多くあり、啓発活動を行うとともに、行政側から施設等へのアドバイスなどの支援をお願いしたいと思います。社協も協力しますので、市内では絶対起こらないようにしてほしいです。
事務局	大変痛ましい事件であり、市内には社会福祉法人の小さな障がい者施設が多くあり、今後大阪府から指導等があると思いますので、府と協力して、福祉部局を中心に対応していきたいと考えています。
議長	他にご意見ありますでしょうか。ないようですので本日の議題は終了いたします。
事務局	議事進行ありがとうございました。今後、調査内容を検討して、最終案を委員さまに送付し、確認させていただき、8月中には調査を実施していきたいと思います。次回の審議会は11月ごろに、調査結果の報告を予定していますので、よろしくお願いいたします。これで第1回和泉市人権擁護審議会を終了いたします。